

気仙沼市告示第71号

気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 自主防災組織の活動を活性化することにより、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」の充実を図り、もって地域防災力の向上に資するため、自主防災組織の資機材の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で気仙沼市自主防災組織活動助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、気仙沼市補助金等交付規則(平成18年気仙沼市規則第37号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 自治会又は振興会(以下「自治会等」という。)が単独又は複数で構成する自主的に防災活動を行う組織又はその組織を結成予定の自治会等をいう。

(2) 資機材等 自主防災組織が防災活動を行うために必要な別表に掲げる資機材及び組織運営に係る用品その他の事業実施に必要なものをいう。

(助成交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となるものは、自主防災組織とする。

(助成対象事業等)

第4条 助成金の交付の対象となる事業の名称、助成対象経費、助成額は、別表のとおりとする。

(助成の条件)

第5条 助成を受けた自主防災組織は、資機材等の維持管理を行い、創意工夫により資機材等を活用した防災訓練等を行うとともに、防災意識の啓発等の自主防災活動を継続して行うよう努めなければならない。

2 資機材等の維持管理又は修繕に関する費用は、当該資機材を保有する自主防災組織の負担とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織活動助成金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定にかかわらず、自主防災組織が別表に掲げる防災用資機材整備事業に係る助成金を受けた場合で、当該助成金の交付を受けた日から5年を経過していないときは、助成金の交付を受けることはできない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは自主防災組織活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付することが不適當であると認めるときは自主防災組織活動助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）が助成金の事業内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、自主防災組織活動助成金事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、自主防災組織活動助成金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、自主防災組織活動助成金額確定通知書（様式第6号）により速やかに助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による助成金の額の確定後において助成金を交付するものとする。

2 前項の場合において、助成対象者は、別に定める日までに自主防災組織活動助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が事業の遂行上必要があると認めるときは、助成金を概算払により交付することができる。この場合において、助成金の概算払を請求しようとするときは、自主防災組織活動助成金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受け、又は交付を受けたことが明らかになったとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（財産の管理）

第13条 助成対象者は、助成金の交付対象となる事業により取得した資機材等を適正に維持管理するとともに、市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、資機材等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過したときは、この限りでない。

（書類の整備等）

第14条 助成を受けた自主防災組織は、助成事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、助成事業完了後5年間保存しなければならない。

（整備資機材情報等の公表）

第15条 この要綱により助成を受けて整備された資機材等については、平常時の訓練及び災害時における効果的な活用を図るため、次に掲げる事項を市のホームページに掲載し、公表するものとする。

（1）自主防災組織の名称

（2）保管場所

（3）資機材等の名称

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

事業の名称	助成対象経費	助成額
<p>1 防災用 資機材整 備事業</p>	<p>自主防災組織が防災活動を行う際に直接的に用いる次に掲げる資機材の購入に要する経費</p> <p>(1) 情報収集・伝達用 携帯用無線機 電池メガホン 携帯ラジオ 腕章 住宅地図</p> <p>(2) 救出・救護用 バール はしご のこぎり スコップ ハンマー チェーンソー</p> <p>(3) 避難所運営等用 リヤカー 発電機 投光器 標識 簡易トイレ 寝袋</p> <p>(4) 給食・給水用 炊飯装置 鍋 コンロ ガスボンベ 給水タンク</p> <p>(5) 訓練・防災教育用 放送機器 組み立て式水槽 煙霧機 視聴覚機器（ビデオ・映写機等）</p> <p>(6) その他 簡易資機材倉庫 ビニールシート 携帯電話機用充電器</p> <p>(7) 前各号に掲げる資機材のほか、その他市長が必要と認める機材</p>	<p>助成対象経費の10分の10に相当する額とし、10万円を限度とする。</p>
<p>2 組織運営等費用 助成事業</p>	<p>(1) 地域防災マップの作成に要する経費</p> <p>(2) 防災啓発資料の作成に要する経費</p> <p>(3) 防災訓練の実施に要する経費</p> <p>(4) 避難所運営に要する経費</p> <p>(5) 組織の設立準備に要する経費</p> <p>(6) 避難行動要支援者の個別計画作成及び支援に要する経費</p> <p>(7) 前各号に掲げる経費のほか、市長が特に必要と認める経費</p>	<p>助成対象経費の10分の10に相当する額とし、3万円を限度とする。</p>

備考

- 1 複数の自治会等で構成する自主防災組織に対する助成金の限度額は、当該自主防災組織を構成する自治会等の数を乗じて得た額とする。
- 2 算出した助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

気仙沼市長 宛

（申請者）

自主防災組織名

代表者名

印

住所（所在地）

〒 —

（電話番号 — — ）

自主防災組織活動助成金交付申請書

年度において，自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので，気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱第6条の規定により，関係書類を添えて，次のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 _____ 円

2 添付資料

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(別紙 1)

事業計画書

自主防災組織名			
事業の目的			
事業の着手及び完了 年月日	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
事業の内容	防災用 資機材 整備		
	組織運 営等		
資機材等の保管場所			
訓練等の計画			
助成対象経費	円		
助成金交付申請 (請求)額	円		

(別紙2)

収支予算書

収入

(単位：円)

項目	予算額	摘要
助成金		
自己資金		
その他		
合計		

支出

(単位：円)

項目	予算額	摘要
防災用資機材整備		
組織運営等		
その他		
合計		

住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者名） 様

自主防災組織活動助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自主防災組織活動助成金について、下記のとおり交付決定したので、気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

気仙沼市長

記

1 交付金額 金 円

2 交付の条件

次に掲げる事項に該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要綱又は交付の条件に違反したとき。

様式第3号（第7条関係）

気仙沼市指令第 号

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名） 様

自主防災組織活動助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自主防災組織活動助成金について、下記の理由により不交付と決定したので、気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

気仙沼市長

記

（不交付の理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

気仙沼市長 宛

（申請者）

自主防災組織名

代表者名

印

住所（所在地）

〒 —

（電話番号 — — ）

自主防災組織活動助成金事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付け気仙沼市指令第 号で助成金の交付の決定の通知があった自主防災組織活動助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱第8条により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 添付資料

- （1）事業計画書（変更）（別紙1）
- （2）収支予算書（変更）（別紙2）
- （3）その他市長が必要と認める書類

(別紙 1)

事業計画書 (変更)

自主防災組織名		
事業の目的		
事業の着手及び完了時期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
事業の内容	防災用 資機材 整備	
	組織運 営等	
資機材等の保管場所		
訓練等の計画		
助成対象経費	円	
助成金交付申請額	円	

備考 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(別紙2)

収支予算(変更)

収入

(単位:円)

項目	変更前の予算額	変更後の予算額	摘要
助成金			
自己資金			
その他			
合計			

支出

(単位:円)

項目	変更前の予算額	変更後の予算額	摘要
防災用資機材整備			
組織運営等			
その他			
合計			

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

気仙沼市長 宛

（申請者）

自主防災組織名

代表者名

印

住所（所在地）

〒 —

（電話番号 — — ）

自主防災組織活動助成金事業実績報告書

年 月 日付け気仙沼市指令第 号で交付決定の通知があった自主防災組織活動助成金について、下記のとおり事業を実施したので、気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の名称

2 事業費総額

円

3 関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 整備した資機材等の写真
- (4) 領収書の写し又は請求書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙 1)

事業実績書

自主防災組織名			
事業の目的			
事業の着手及び完了 年月日	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
事業の内容	防災用 資機材 整備		
	組織運 営等		
資機材等の保管場所			
訓練等の実績			
助成対象経費	円		
助成金交付申請 (請求)額	円		

(別紙2)

収支精算書

収入

(単位:円)

項目	予算額	精算額	摘要
助成金			
自己資金			
その他			
合計			

支出

(単位:円)

項目	予算額	精算額	摘要
防災用資機材整備			
組織運営等			
その他			
合計			

様式第6号（第10条関係）

第 年 月 日
号

自主防災組織活動助成金額確定通知書

様

気仙沼市長

年 月 日付けで実績報告のあった自主防災組織活動助成金については、気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり額を確定します。

記

金

円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

気仙沼市長 宛

（申請者）

自主防災組織名

代表者名

印

住所（所在地）

〒 -

（電話番号 - - ）

自主防災組織活動助成金交付請求書

年 月 日付け気仙沼市指令第 号で助成金の交付の決定の通知があった自主防災組織活動助成事業について、気仙沼市自主防災組織活動助成金交付要綱第11条により、次のとおり助成金を請求します。

記

助成金交付請求（精算）額 金 _____ 円
助成金交付決定額 金 _____ 円
概算払受領済額 金 _____ 円

助成金の振込先

金融機関名		支店名	
（ふりがな） 口座名義			
口座番号	普通・当座		

年 月 日

気仙沼市長 宛

（申請者）

自主防災組織名

代表者名

印

住所（所在地）

〒 ー

（電話番号 ー ）

自主防災組織活動助成金概算払請求書

年 月 日付け気仙沼市指令第 号で助成金の交付の決定の通知があった自主防災組織活動助成事業について、助成金の概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

助成金決定額 金 _____ 円
概算払請求額 金 _____ 円
差引残額 金 _____ 円

概算払を必要とする理由

助成金の振込先

金融機関名		支店名	
(ふりがな) 口座名義			
口座番号	普通・当座		